

## 妙高市『ラジオ体操』実践団体登録要領

### 1. 目的

市民のスポーツや運動の実施率向上と健康寿命の延伸に向け、ラジオ体操の実践を促進するため、定期的にラジオ体操を実践する団体(以下「実践団体」という。)を募り、普及啓発を図るもの。

### 2. 対象団体等

市内に所在する以下の団体等を実践団体とする。

- 事業所
- 町内会や地域の各種団体
- 社会教育登録団体(スポーツ団体を含む)
- その他市が認める団体等

### 3. 実践団体の要件

- 実践団体において、構成員が年間を通じてラジオ体操の実践に努める。
- 市のラジオ体操指導員を迎えて指導会を開催、ラジオ体操リーダー講習会に参加する等、ラジオ体操の実践活動に努める。
- 構成員の健康増進に寄与する活動に努める。

### 4. 登録による支援等

市は実践団体に対し、以下の支援ならびに協力を行う。

- 実践PRのぼり旗の配布(2本)
- 市ラジオ体操指導員等の講師派遣
- ラジオ体操CD、DVDの無償配布(希望団体)
- 指導者講習会等の案内、参加依頼
- ラジオ体操スタンプやスタンプ帳の配布(希望団体)
- 健康づくりや運動に関する情報の提供
- 市報やホームページ等において実践活動等を紹介

### 5. 登録申請

別紙により市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係へ提出するものとする。

- 実践団体登録申込(承諾)書…申請時のみ提出